

平成二十四年 第三回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十四年三月二十八日（水）午後三時

二 閉会日時 平成二十四年三月二十八日（水）午後四時八分

三 会議開催の場所 教育研修センター四階 第二研修室

四 出席委員

五 事務局出席職員

教育部長	小野寺 晃	文化スポーツ振興課長	加藤 文男
理事	板垣 肇	中央市民センター館長	齋藤 実
教育次長	金澤 保	文化財課長	吉田 直
教育次長	成田 一二三	市民図書館長	今田 牧彦
浪岡教育事務所長	和田 比呂志	学務課長	山谷 尚史
参事社会教育課長事務取扱	館田 一弥	学校給食課長	本間 昭彦
学習環境調整監	塩崎 章悦	指導課長	伴 孝彦
総務課長	岸田 耕司	浪岡教育事務所教育課長	鳴海 雄大

柳 章二
鎌田 慎也
西村 惠美子
平出 道雄
土田 美貴
月永 良彦

## 六 会議に付議された案件

### (一) 議事

- 議案十号 青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案十一号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案十二号 青森市外国語指導助手の就業に関する規則を廃止する規則の制定について
- 議案十三号 青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案十四号 青森市学校林管理経営規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案十五号 青森市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 議案十六号 教育長の財団法人棟方志功記念館理事の兼職の承認について

### (二) 報告

- (一) 平成二十四年第一回市議会定例会の質問概要等について
- (二) 寄附採納について
- (三) 学校版環境マネジメントシステムについて
- (四) 文化財資料等収蔵庫の完成について
- (五) 平成二十四年度の学校編成基準の変更について
- (六) 武道必修化への対応について
- (七) インフルエンザの発生状況について

## 七 会議録署名委員

平井道雄  
月永良彦

## 八 会議の概要

午後三時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項七のとおり指名する。  
議案七件を審議し、事務局から七件の報告をし、平成二十四年第四回定例会の日程調整をした後、原案のとおり決定し、閉会した。

## 九 会議の状況

### (一) 議事

委員長

それでは議事に入ります。  
議案第十号「青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第十号 青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について御説明申し上げます。

本議案は、平成二十四年四月から野沢小学校と荒川小学校及び栄山小学校と泉川小学校が統合されることに伴い、所要の改定をするため、提案するものでございます。

議案第十号の資料「青森市教育委員会公印規則新旧対照表」の二ページをご覧ください。

主な改正内容でございますが、平成二十三年度をもって野沢小学校及び栄山小学校が廃校になることに伴い、当該学校で管理しておりました公印を廃止するほか、公印の整理をするなど、所要の改正を行うものであります。  
以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長

それでは、議案第十号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長

次に、議案第十一号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第十一号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明申し上げます。

本規則は、平成二十四年度の教育委員会事務局の組織・機構の見直しに伴い、所要の改正を行うために制定しようとするものです。

議案第十一号の配布資料「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則 新旧対照表」をご覧ください。  
主な改正点でございますが、特別な支援を必要とする児童及び生徒等への保護者に対して、適切な就学先を指導す

るための就学指導委員会の検査体制の強化と相談活動の充実を図るため、教育委員会事務局指導課に課内室として、新たに「就学指導室」を設置することとし、第二条第二項として、就学指導室を置くことを加えることといたします。次に、資料十一ページをご覧ください。

新たに就学指導室を指導課に設置することに伴い、これまで学務課が担っておりました就学指導委員会並びに就学指導に関する事務として、

「十六 就学指導委員会に関する事項」と

「十七 就学指導委員会に基づく児童生徒の就学指導に関する事項」を指導課に移管することといたしました。

その他、条文の整理をするなど、所要の改正を行うものであります。

以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長

それでは、議案第十一号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長

次に、議案第十二号「青森市外国語指導助手の就業に関する規則を廃止する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第十二号 青森市外国語指導助手の就業に関する規則を廃止する規則の制定について、御説明いたします。

青森市外国語指導助手につきましては、現在、事務局におきましては、総務省、外務省、文部科学省の協力の下、外国青年を招致し、地方公共団体等に配置する業務を行う自治体国際化協会から斡旋された外国語指導助手(ALT)十名、国際交流員(CIER)一名、計十一名の外国青年を任用しており、全小・中学校におきまして外国語活動の支援及び英語科の授業の補助を行っております。

これらの外国青年の給料及び旅費につきましては、先の青森市議会定例会におきまして「青森市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例」を御議決いただき、平成二十四年四月一日からは、「青森市特別職の職

員の給与に関する条例」並びに「青森市費用弁償条例」に基づき外国青年の報酬を支払い、費用を弁償することとなり、「青森市外国語指導員の就業に関する規則」が不要になりましたことから、同規則を廃止するため、当規則案を御審議いただくものであります。

なお、本市では、非常勤の特別職に位置付けられる嘱託員は、全て要綱により設置し、勤務条件等を定めておりますことから、外国語指導助手（ALT）及び国際交流員（CIR）につきましても要綱により勤務条件等を定めることとしております。

以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 それでは、議案第十二号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に、議案第十三号「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第十三号 青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の制定について、御説明いたします。

本規程は、各課における事務の執行において総務課が審査を実施しているもののうち、その審査を省略することが可能なものを廃止することで、各課及び総務課の事務の効率化を図るとともに、権限委譲による各課事務の意思決定のスピードアップを図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

主な改正点でございますが、議案附属資料「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程 新旧対照表」をご覧ください。

「別表第一 ア 一般事務」の表におきましては、各種団体等が実施する事業等に関する「教育委員会後援等の名義使用等の承認」の際、総務課との協議・調整を不要としました。

「別表第一 ウ 財産管理事務」におきましては、企業等が、教育委員会の管理する施設等の行政財産に電力柱や

電話柱を設置する場合における行政財産の目的外使用許可に当たり、総務課と協議・調整を不要としました。

この審査に当たっては、現在、総務部管財課と総務課が二重に行なっている状況にありますことから、審査を省略することができない総務部管財課の審査を残し、総務課の審査を廃止するものであります。

「別表第2」におきましては、国における子ども手当が平成二十四年三月をもって廃止されることに伴い、項目を削除するものでございます。

以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 それでは、議案第十三号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に、議案第十四号「青森市学校林管理経営規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第十四号 青森市学校林管理経営規程の一部を改正する規程の制定について、御説明申し上げます。

今市議会定例会において、学校林の売り払い代金等につきましては、新たに「青森市学校施設整備基金条例」として制定化されるとともに、「青森市学校林造成条例」の一部を改正する条例についても、議決されたところであります。

この「青森市学校林造成条例」の改正にあたっては、制定以降相当期間経過していることなどを踏まえ、題名に付いても「青森市学校林の設定並びに管理及び経営に関する条例」としたほか、各条文についても、技術的調整を加えたところであります。

この改正された「青森市学校林の設定並びに管理及び経営に関する条例」では、具体的な手続き等については、別途定めることとしておられるところであり、改正前の「青森市学校林造成条例」においても、その手続き等については、「青森市学校林管理経営規程」で定めていたところであります。

今回、委員の皆様にお諮りするのは、条例改正に伴い、これまで、その手続き等を定めていた「青森市学校林管理経営規程」についてであり、当該規程についても、一定の技術的調整等を行う必要があることから、その一部を改

正するものであります。

「青森市学校林管理経営規程」の改正内容について、御説明いたします。

お手元の新旧対照表をご覧ください。

題名については、条例名と合わせるため、「青森市学校林の設定並びに管理及び経営に関する規程」として改正するものであります。

第一条は、本規程の趣旨を

第二条は、学校林の設定に関することを

第三条は、学校林台帳及び図面の保管に関することを

第四条は、改正前の規程第五条に対応するもので、学校林の管理に関することを

第五条は、改正前の規程第八条に対応するもので、加害行為を発見したときや市民から通報があったときには、校長が教育委員会に報告することを

第六条は、改正前の規程第三条に対応するもので、学校林の造林及び保育等の実施に当たっては、学校教育への活用を努めることを、また、その際には、父母と教師の会及びその他の団体等の協力を求めることができることを定めたものであります。

改正前の規程第四条の学校林設定契約書におきましては、これまで別途契約書の様式を示してありましたが、学校林の設定に必要となる項目については「青森市学校林の設定並びに管理及び経営に関する条例」で規定していることから、今回の改正に合わせ、見直しを行った結果、様式については、任意様式で足りることから、削除するものといたしました。

改正前の規程第七条の学校林委員につきましては、これまでも設定した実績もないことや、学校林の管理及び経営は、学校が主体的に行うこととなっておりことから、削除したものであります。

なお、この当該規程につきましては、公布の日から施行する予定としております。  
以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長

それでは、議案第十四号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長

次に、議案第十五号「青森市スポーツ推進審議会委員の任命について」事務局から説明をお願いします。

理事から説明

議案第十五号 青森市スポーツ推進審議会委員の任命について、御説明申し上げます。

青森市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第三十一条及び青森市スポーツ推進審議会条例の規定によりまして、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議していただくことを目的に設置する付属機関であります。来年度は、現行の「青森市スポーツ振興計画」に代わる平成二十五年を初年度とした三力年の「(仮称)青森市スポーツ推進計画」を策定する予定となっております。その内容の調査審議並びにスポーツ団体に対する補助金交付に関する御意見をいただくこととしております。

当該委員につきましては、青森市スポーツ推進審議会条例の規定により十二名以内をもって組織することとなっております。お手元に配布しておりますように、スポーツに関する学識経験者九名の方々を適任者と認め、その任命について御提案申し上げます。

なお、教育委員の皆様方には、去る平成二十二年第八回定例会におきまして、「スポーツ振興審議会委員」の任命について御承認を賜ったところでありますが、当該審議会設置の根拠法令でありました「スポーツ振興法」が昨年八月に「スポーツ基本法」に全面改正されたことにより、新法の規定に基づく「スポーツ推進審議会委員」として新たに選任する必要が生じたものであり、今回の選任案は以前御承認いただいた方々を基本に、平成二十二年に逝去された青森市体育指導委員協議会事務局長の石郷岡憲一様につきましては、後任の奥静子様を、昨年青森市中学校体育連盟会長を退任された樋口純様につきましては、後任の小川公靖様をそれぞれ選任させていただいております。

また、関係行政機関の職員につきましては、青森県教育庁スポーツ健康課長の増田あけみ様が、この度の人事異動により三月三十一日をもって退任されることから、今後、後任となられる方に御就任方を依頼してまいることとしております。

なお、委員の任期は平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの二年間を予定しております。以上が本議案の概要でございますので、何卒慎重御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長

それでは、議案第十五号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に、議案第十六号「教育長の財団法人棟方志功記念館理事の兼職の承認について」事務局から説明をお願いします。

教育部長から説明

議案第十六号 教育長の財団法人棟方志功記念館理事の兼職の承認について、御説明いたします。  
財団法人棟方志功記念館理事に就任しております月永教育長が、平成二十四年三月三十一日をもって任期満了となることに伴い、同記念館理事長より、引き続き理事として就任の依頼がございました。  
理事への就任の取り扱いにつきましては、教育公務員特例法第十七条（兼職及び他の事業等の従事）の規定に基づき、教育委員会の承認を得る必要がありますことから、本定例会に議案として提出したものでございます。  
新たな任期につきましては、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までとなります。  
以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 それでは、議案第十六号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。

(二) 報 告

委員長 それでは、報告事項に入ります。本日の報告事項は七件となっております。  
はじめに、(一)「平成二十四年第一回市議会定例会の質問概要等について」事務局から報告をお願いいたします。

総務課長から説明

平成二十四年第一回青森市議会定例会の質問概要等について、御報告申し上げます。  
第一回青森市議会定例会は、去る二月二十四日に開会し、三月二十三日に閉会したところであります。  
本議会には、第二回教育委員会定例会で御審議していただきました教育委員会に係る条例  
「青森市民図書館条例の一部を改正する条例」

「青森市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例」

「青森市学校施設整備基金条例」

の三つの条例及び「特定事業、いわゆる青森市小学校給食センター等整備運営事業に係る契約の締結」議案につきまして、本議会で御議決いただいたところであり、また、平成二十三年度一般会計補正予算及び平成二十四年度一般会計予算につきましても、御議決いただいたところであり、

これらに関連した教育委員会に対する、一般質問、総括質疑及び予算特別委員会での質問内容につきましては、お手元に配布しております資料のとおりでございます。

一般質問につきましては、十一名の議員から二十四項目、総括質疑につきましては、二名の議員から八項目、予算特別委員会につきましては、九名の委員から十九項目の質問がそれぞれございました。

これらの答弁書につきましては、委員の皆様にも既にお配りしておりますが、議案等が御議決いただいたということからも、議員各位からの質問に対する答弁について、御理解いただけたものと考えております。

また、閉会日には、柳谷委員、土田委員の任期満了に伴う、教育委員の任命についての人事案件が提案され、佐藤秀樹氏、石澤千鶴子氏を新たに教育委員に任命することが承認されたところでございます。

任期につきましては、佐藤氏が平成二十四年五月二十日から、石澤氏が平成二十四年四月一日から、それぞれ四年間となっております。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長

なければ次に移ります。(二)「寄附採納について」事務局から報告をお願いします。

総務課長から説明

平成二十三年度におけるPTA等から青森地区各小・中学校への寄附採納及び三月における教育委員会各課への寄附採納について、御報告申し上げます。

はじめに、平成二十三年度の青森地区各小・中学校への寄附採納について、御報告申し上げます。

お手元の資料ページから五ページに掲載しておりますが、平成二十三年度につきましては、PTAの方々や学校卒業生等から各小・中学校に対しまして、平成二十四年三月二十一日現在で八十五件の御寄附の申し出があり、受領いたしました。

主な寄附の内容といたしましては、音楽教育活動用楽器・学校図書・学校図書購入用の図書カード・補助暖房用の暖房機・会議用テーブルなどとなっております。

次に、市民図書館に対する寄附採納について、御報告申し上げます。

資料は六ページになりますが、去る三月十三日に、「国際ソロプチミスト青森 会長 三枝みな子様」から、市民図書館の児童図書の実に役立てていただきたいとの御趣旨で、五万円相当の児童図書の寄贈の申し出があり、三月二十二日に目録を受領いたしました。

次に、学務課に対する寄附採納について、御報告申し上げます。

資料七ページになりますが、去る二月二十九日、「社団法人青森県物産振興協会」様から、青森市の子どもたちに青森県内の観光名所や優れた特産品を多く知ってもらいながら勉強に励んでほしいとの御趣旨で、来年度小学校に入学する児童に対し、「青森ゆるキャラ応援隊クリアファイル」を寄贈したい旨の申し出があり、三月十九日に三千枚の目録を受領いたしました。

最後に、浪岡地区小・中学校に対する寄附採納について、御報告申し上げます。

資料八ページになりますが、去る二月十七日、「株式会社青森銀行様」から、同行浪岡支店が明治四十五年三月七日に開業以来、今月七日で百周年を迎えることから、記念として浪岡地区小・中学校に対し図書を寄贈したい旨の申し出があり、青森市中世の館で三月九日に開催されました「青森銀行浪岡支店開業百周年記念式典」に浪岡教育事務所長が出席し、十万円相当の図書の目録を受領いたしました。

このたびの御厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員

図書寄贈に関してお伺いしますけれど、かなりの図書の寄贈がございましたけれども、この選定にあたりましては寄贈者の選定なのか、あるいはまた、寄贈していただいた者の選定によるものなのか、いくつかご紹介いただきたいと思います。

総務課長

学校の図書等の寄贈につきましては、学校側と調整を図ったうえで、どういった本が必要なのか、ということと寄贈者と協議したうえで、寄贈いただいております。

西村委員

はい、わかりました。

委員長

その他、御意見・御質問はございませんでしょうか。

委員長

なければ、「三」学校版環境マネジメントシステムについて「事務局から報告をお願いします。

総務課長から説明

平成二十四年四月から各小・中学校で開始する学校版環境マネジメントシステムについて御報告申し上げます。  
資料一をご覧ください。

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成十三年三月、市が行う全ての事務事業の実施に伴う温室効果ガスの削減を推進するための「青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、以降、概ね五年毎に計画改訂を行ってきたところです。

この度、平成二十四年一月に策定された、第三期青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、施設の特異性といった観点から、これまで計画の対象外とされていた学校につきましても、当該計画の対象施設に含めていくこととなりました。

市では、これまで当該計画の実効性を確保するための手法として、環境マネジメントシステムを運用してきているところではありますが、小・中学校も当該計画の対象範囲となったことに伴い、各小・中学校においても学校版環境マネジメントシステムを導入していくこととしました。

学校における環境マネジメントシステムは、学校施設という特殊性から、無理なく運用できるよう、庁内で実施している環境マネジメントシステムと比較して、より簡易かつ学校の自主性・主体性を発揮できるようなシステムとして運用していくこととしております。

資料二をご覧ください。

学校版環境マネジメントシステムの概要ですが、まず、各学校で学校の環境方針を決定し、誰が何をするのか役割と責任を決めます。

次に、学校における省エネ・省資源行動の計画を立てます。この際、環境に良い影響を与える環境保全行動と、環境に負荷を与えるものを軽減する環境負荷軽減行動について行動計画を立てます。

学校では、この行動計画に基づいた取り組みを実施し、その内容を記録するとともに学校におけるエネルギー使用量を記録していきます。

最後に、これらの記録をもとに一年間の取り組みの見直しを行い、次年度の計画に反映させていくというPDCAサイクルのもとに、環境マネジメントシステムが運用されることとなります。

事務局では、学校における学校版環境マネジメントシステムの導入にあたり、「学校版環境マネジメントシステムハンドブック」を作成し、学校への円滑なシステムの導入をサポートする他、各学校でのシステム運用の進捗状況を管理することとしております。

また、各学校の取り組みにつきまして、学校を利用される市民の皆様にも御協力をいただきたいと考えておりますことから、教育委員会のホームページでその取り組みについて紹介していきたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員 簡易的、裁量的な、無理なく持続可能ということですので、数値化したりするものではなくて、独自の評価で導入すると理解してよろしいでしょうか。

総務課長 数値による目標は設置せず、おっしゃるとおり行動計画ということで運用していきたいと考えております。

西村委員 ありがとうございます。

委員長 その他、御意見・御質問はございませんでしょうか。

委員長 なければ、(四)「文化財資料等収蔵庫の完成について」事務局から報告をお願いします。

文化財課長から説明

「文化財資料等収蔵庫の完成」について、御説明いたします。

事務局では、市民共有の貴重な財産である歴史・民俗資料や美術品等を、将来にわたり大切に守り受け継ぐことが重要であるとの認識のもと、旧戸門小学校を空調・消化設備等の整った文化財資料等収蔵庫として平成二十三年六月から設備を進め、同年十二月に完成したところでございます。

これに伴い、現在、歴史・民俗資料等につきまして、これまでの保管場所である旧駒込清掃工場、長島小学校、市民ホール及び中央市民センターなどからこの収蔵庫への搬入作業を行っており、今月中に終了することとしております。

今後につきましては、搬入した資料等の整理作業を実施し引き続き保護・保存に努めながら、貴重な文化財資料等を活用した企画展などを開催して参りたいと考えております。

委員長 ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 なければ次に移ります。(五)「平成二十四年度の学級編制基準の変更について」事務局から報告をお願いします。

学務課長から説明

平成二十四年度における学級編制について御報告いたします。

公立小・中学校の学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において定められ、この中で、一学級の児童又は生徒の数の上限は、小学校一学年にあつては三十五人、その他の学年にあつては四十人とされており、青森県においては、県独自に、「あおもりっ子育みプラン」として、小学校一学年から三学年及び中学校一学年において、これを三十三人とする学級編制を行っているところであります。

この青森県独自の三十三人を上限とする学級編制は、一学年二学級以上の場合に限られ、単学級の場合には適用されないことから、現在、小学校の一、二学年において学年単学級の場合には、一学年は三十五人、二学年は四十人を上限とする学級編制が行われているところであります。

このようなか、青森県におきましては、学級編制基準を見直し、小学校二学年において、学年単学級の場合でも、一学級の児童数の上限を国の四十人から三十五人としたところでございます。

このことから、平成二十四年度の小学校二学年進級時に、学級数が減となり、通常行われぬ学級編制替えを余議なくされることが懸念されておりました市内の小学校三校（甲田小・荒川小・浪岡南小）におきまして、小学校一学年の時の学級数を維持したまま、学級編制替えをすることなく二学年へと進級できることとなったものであります。以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長

なければ次に移ります。（六）「武道必修化への対応について」事務局から報告をお願いします。

指導課長から説明

武道必修化への対応について御報告いたします。

武道必修化への対応につきましては、平成二十四年度から中学校学習指導要領が全面实施されることに伴い、伝統や文化に関する教育の充実を図るため、全ての生徒が武道を履修することとなりますことから、事務局におきましては、武道の授業の円滑な実施に向け、剣道を選択する学校十六校に対しては、剣道防具一式及び竹刀一学級分、柔道を選択する学校四校に対しては、畳五十枚及び柔道着二学級分をすでに整備したところであります。

また、武道の指導につきましては、各学校の保健体育科教員が指導に当たりますことから、事務局におきましては平成二十一年度から三年計画で、全ての保健体育科教員に対して、武道に関する研修を実施し、安全に配慮した指導法の取得を図ってきたところであり、平成二十四年以降におきましても、継続的な研修の機会を確保することとしております。

これに加えて、武道の指導には、生徒の安全に配慮した専門的な知識・技能が求められますことから、剣道連盟等の関係団体の協力を得ながら実技指導協力者を各学校に派遣し、更なる安全指導の徹底に努めて参ります。

さらに、事務局といたしましては、文部科学省から示された「安全に配慮した武道に係る資料」をもとに、本市の生徒の実態に即した「武道の指導における安全指導のガイドライン」を作成し、全ての保健体育科教員が、生徒の体格や体力等の個人差、技能の習熟の度合い、学習内容、生徒数等を踏まえ、安全に配慮した指導ができるよう各字校を支援して参ります。

なお、武道必修化に伴う安全対策に関しては、二月十五日付けで、青森市PTA連合会から「平成二十四年度からの中学校武道必修化に関する要望書」が提出され、授業を受ける生徒の安全面に十分に配慮した指導が行われるよう、三点の要望がございました。

これを受け、事務局におきましては、三月二十一日に行われた「青森市PTA連合会、小・中学校長会、教育委員会」の意見交換会において、本市における安全対策等について御説明申し上げ、御理解をいただいたところであります。

今後におきましても、安全管理の徹底に努めながら、武道の学習を通して、技能の習得、体力の向上のみならず、相手を尊重し、自己の役割を果たすなど態度の育成についても資することができるよう各学校を支援して参りたいと考えおります。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員

ただいまの説明の中にも、何度も安全という言葉が出てまいりました。個人差に配慮するという言葉がありましたとおり、柔軟な指導をしていただきたいということ、やはりこのことに関しては、保護者のみなさんに十分に熟知していただいて、日常に配慮してもらうということも肝要かなと思います。

学校に要望が出されること、こういったことは、なぜ必修化されたかということも双方で了解のもとに進めてほしいと思います。

指導課長

各中学校におきましては四月の中旬以降に行われますPTA総会、保護者集会におきましても、このことについて担任の方から御説明していただくなど、特に西村委員からおっしゃったことについての御理解を得ながら、それからもうひとつございます。

私が先ほど読みました「安全に配慮した武道に係る資料」は、「安全に配慮した指導に係る資料」の間違いです。どうも、すみませんでした。

委員長

その他、御意見、御質問等ございませんか。

委員長

なければ次に移ります。(七)「インフルエンザの発生状況について」事務局から報告お願いします。

学務課長から説明

インフルエンザの発生状況について、御報告申し上げます。

今季のインフルエンザの傾向につきましては、三学期の始業式当日にインフルエンザり患による欠席者が現れたの  
に端を発し、その後一月下旬からインフルエンザA型による欠席者数が急激に増加し、二月中旬をピークに徐々に減  
少しております。

また、三月にはいりますとインフルエンザB型に感染する児童生徒も現れる状況となっております。

インフルエンザの感染者数でございますが、小学校では、三・二四三名で全児童数の二〇・三パーセント、中学校  
では一・四五六名で全生徒数の十七・四パーセント、小・中学校の合計は四・六九九名で、全児童生徒数の十九・三  
パーセントとなっております。平成二十二年度と比較し、一・二七〇名増加、率にして七・六ポイントの増となつており  
ます。

臨時休業措置の状況でございますが、学級閉鎖につきましては、小学校十二校で二十九学級、中学校二校で三学級、  
小・中学校の合計で、十四校で三十二学級となっており、平成二十二年度と比較し学校数で一校の減、学級数で十九  
学級の増となっております。

また、学年閉鎖につきましては、小学校十二校で十六学年、中学校八校で十三学年、小・中学校の合計で二十校、  
二十九学年となっております。平成二十二年度と比較し十校、十一学年の増となっております。

なお、平成二十三年度のインフルエンザの発生状況について「平成二十三年度本市小・中学校におけるインフルエ  
ンザ感染の考察」にまとめましたので、御参考くださいますようお願いいたします。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

学習環境調整監

お手元にインフルエンザの学校ごとの発生状況ございますので、少し説明いたします。

(資料は)大きい方が見やすいと思います。

調査期間は、二十四年の一月十六日、三学期の始めから、三月二十三日終了式前の最後の授業日までとなっております。  
A型とB型が発生しておりますので、両方に感染した児童生徒はダブルカウントになっております。それから、感染者数と  
いうのは、発熱の症状が現れて出席停止となった人数です。

まず感染の対象者ですが、全国的にA香港型が主流で主に幼児や高齢者がかかりやすいということですが、しかし、三枚目の資料（ ）をご覧ください。

本市においては、感染し始めた一月十六日から二月三日の間では、小学校の児童より、中学校の生徒が多くなっております。この表の見方ですが、当然小学生は中学生の倍いるわけですが、中学校の人数はそのままにして、小学校生の人数は中学生の人数と分母を同じにしております。つまり、小学校のり患者を小学校の児童数で割って、中学校の生徒数で掛けております。これを見ますと、今申し上げましたとおり、当初中学生の方が多い。なぜ多いかといいますと、最後の資料をご覧ください（ ）。

下は平成十九年度から二十三年度までのインフルエンザの流行した種類が書いてあります。今年度はA香港型が主流でした。昨年度は新型A型の発生後、B型が感染・拡大しております。おとしは御存じのとおり、新型のインフルエンザが流行し、だいたい話題になりました。その前の年はB型が主流です。その前の年はB型がかなり感染し、市内の約四十パーセントが感染したということがございます。

このことからご覧いただいておりますとおり、ここ四、五年A香港型が感染・流行していません。結果として子どもたちは、A香港型に対する抵抗力・免疫力が低下していったのではないかと。ということから、当然中学生の生徒も小学校のときに経験していませんので、中学生の方も非常にかかったことだと思われれます。

次に感染経路ですけど、もう一度資料一頁をご覧ください。

感染拡大は、一月二十三日頃から見られるようになりましたけれども、早い時期に感染が確認された学校は、十四番の沖館小学校、十五番の油川小学校、二十七番の新城小学校、四十二番の新城中央小学校、そして中学校では、十二番の新城中学校。これらは全て西部の学校でございます。

それから、四十四番の浪岡南小学校、四十五番の浪岡北小学校、それから中学校では二十番の浪岡中学校。これも早く感染してはいますが、これは浪岡地区です。

その他、五番の堤小、九番の長島小、十七番の金沢小、二十五番の筒井小、三十九番の大野小は中央部となっております。このことから、今回のインフルエンザは西部の方から感染し、拡大していったものと思われれます。

それから感染の状況ですけど、短期間に感染が拡大した学校がございます。

中学校の九番目の筒井中学校をご覧ください。一月二十六日に一名感染したのですが、四日後の三十日には、五十一名が感染しております。同じく荒川中は、一月二十七日に三名だけの感染ですが、四日後の三十一日には二十八名が感染しております。二十番の浪岡中は、一月二十日に七名でしたが、三日後の二十三日に三十一名が感染しております。

これらに似た傾向の学校は、油川小、荒川小、新城小、浜田小、筒井小等がございます。

また感染の拡大が見られない学校、つまり感染率十パーセント以下といえますと、合浦小や葭町小がございますが、三十二番の久栗坂小学校はゼロパーセントでした。

急激に感染している学校と、感染が拡大しない学校があるのは、過去のインフルエンザの活動においても同じような状況が見られます。当然、学校では予防対策をしているところがあるのですが、一般的に、昨年度感染が大きく広がった学校は、今

年度はあまり感染しないという傾向が見られます。

ただ、さきほど申し上げましたように、筒井中、荒川中、浪岡中のように突然多くの感染者が確認された場合、予防対策が間に合わないことがあります。予防の難しさが伺われます。

学校規模との関係ですけど、資料の をご覧ください。

今までは、大規模校は子ども達が多いからインフルエンザの感染が広がるということが通念でしたけど、資料 は学校規模順に並べたものです。

その中に、網掛けしているのは三十パーセント以上感染している、というのをご覧いただけますと、必ずしも大規模校がたくさん感染しているというわけではございません。ただ、四、五年前のB型が広く感染したときは、結構大きい学校が感染したのですが、今回の場合は小さい学校ほど感染率が高いという、今までにない傾向が見られました。

それから、学校種間、つまり小学校と中学校の関係ですけど、 にもう一度、お戻りいただければ分かります。中学校二十番の浪岡中学校は、一月二十三日、三十一名が発生しております。突然でした。ところがその一週間前ですが、学校の浪岡北小学校四名が感染しているのですが、これらの子どもに兄・姉はおりません。

また同じく九番の筒井中学校、一月三十日に五十一名が感染しております。しかし、一週間前の一月二十四日から二十七日まで筒井南小学校では発生していません。そして筒井小学校では、十一名の感染者がいるのですが、これらの子ども達にも兄・姉はございません。

つまり小学校が感染すれば中学校も移るということは、必ずしも当てはまらないということです。併せて地域性について資料3をご覧ください。

今回の場合は市内全域に感染しております。例えばですね、古川中学校、真ん中のやや左、(太枠が中学校です。)古川中学校は八、八パーセントですが、となりの甲田小学校は十五・六パーセント、古川小学校は十七・五。千刈は二十・四パーセント、篠田は三十・二パーセント。

つまり、小学校が大きく感染しているのに、中学校が感染していない。

それから、右下に戸山中学校がございます。戸山中は、ほとんど戸山西の子どもが行くのですが、戸山中は十六・九パーセントに対し、戸山西は四・一パーセント。

右はじ上、浅虫中学校をご覧ください。浅虫中学校に行くのは、久栗坂と浅虫小の子供です。浅虫中は二十九・四パーセントり患しましたけれど、久栗坂小学校ではゼロパーセント、浅虫小では五・四。

つまり小・中学校間、小学校が感染すれば中学校が感染するとか、その地域が感染すれば、全て広がるということは、必ずしもあてはまらないものと考えます。

それから感染のまん延ですけど、感染者には発熱との症状が現れる子どもと、現れない子どもがあります。一昨年だと思いますが、県病の先生が、だいたい学校の中で四割感染すると、全ての子が感染、あるいは免疫をもっていると思っという話がありました。

平成十九年度に、私どもが調査したときに、二人か三人いる兄弟の中で発熱者が出た場合に、その兄弟が皆かかるというのは五割弱でしたので、やはり四割程度でまず感染はまん延しているだろう。ただし、四割の子は発熱しただけではと思われる。

ただし、新城小学校のように五十九パーセントとでてるのはありません。これは去年、一昨年やこういう傾向はあります。なぜそうなのかということ、まだわかりませんが、飛びぬけて出ているという学校はあるということだと思います。

これにつきましては、学校事情があると思いますので、例えば、その学校が前年度あまり感染していなかった。新城小のように校舎が新しい場合は、空気が乾燥するなどそれぞれの条件が絡んでいると思われる。

それから資料の四番（ ）ご覧になっていただけますか。この表をご覧になっていただければ、月曜日が飛びぬけて出ております。月曜日が飛びぬけて出ておられます。土曜日と日曜日がカウントできないために月曜日に加算してカウントされているわけで、一般に土日外に出て、感染してくるのではないかと、ちょっと違う。

これがもし土曜・日曜に病院が開いていて感染者が確認されれば、月曜日のこの数字は減るものと思われるので、月曜日が増えているのは、土日感染したからとは、必ずしも当てはまらぬ。

それからA型とB型について説明します。

わかりやすいのは、資料の七番ご覧ください。資料の七番、薄い棒グラフはA型です。濃い棒グラフはB型です。今年もインフルエンザの感染の後半にB型が発生しました。これは昨年と同じです。

今年度、一月から三月にかけてA型に感染しながら、B型にも感染した児童生徒が二十七名いますけど、四月以降、またB型がそのまま広がっていくものと思われれます。例年五月、六月までB型が感染していきますけれども、A型に感染したから、かからないということはないということです。

今後の予防対策ですけど、さきほど申し上げましたが、四割は発熱しますけど、他は発熱しない。ただ、感染防止は非常に難しい。マスクやうがいだけでは感染防止は難しいという感じがします。

そこで今後のことですけど、感染しても発熱しない子がいるということであれば、これからは、感染しても発熱しない健康な体を作る必要があると思います。

ですので、まず睡眠をしっかりとって規則正しい生活習慣を身につけさせること。それから食事をしっかりとって、規則正しい食生活を身につけさせること。適度な運動を行って、体力づくりに努めさせること。

マスク、うがいの前に、日常的に風邪に負けない子を作っていくということが大事ではと思っています。そのために児童生徒への予防対策として、まず子どもたちは自己防衛に努めてもらうということ。自分の健康管理をしっかりと、体力をつけるということ、規則正しい生活すること。

マスクですけど、今までは、N95というマスクはインフルエンザウイルスを阻害するしっかりとしたマスクですが、日常のマスクはウイルスを吸収してしまします。

マスクの目的は、り患した場合、咳やくしゃみを外に発散させないというのが、主な理由ですけど、乾燥した学校であれば、

マスクをしていれば、自分の吐いた息がマスクにかかりますので、息を吸った時にその湿気がまた体に戻りますので、マスクということで乾燥した教室では対応できるのではないかと。それから、学校での対応ですけど、これまでに見られない今回の香港型のように、久しぶりに出たようなインフルエンザであれば、大流行するのではないかとあらかじめ予測して対応していただくということですが。それから、学校の構造上、乾燥しやすい学校があります。また一階と三・四階では、温度・湿度が全然違いますので、階ごとの管理をしていただくということですが。それから、教育委員会の対応としては、これまでインフルエンザの発生状況を情報提供していますけど、大きな感染、緊急な事態が発生した場合は、学校における感染防止への支援、臨時休校等の対応をしていくことをしていく必要があると思われれます。以上です。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

平井委員

ほんとに詳細に、例えば学校別、小・中学校別、地区別、ほんとに詳細に分析しておりますと感心しております。風邪に強い子どもを養成していくにはどうしたらいいのか、その対策についても説明がありましたけれども詳細なこの分析を今後、さらにどのように利活用していくのか、そのへんをお聞かせください。

学習環境

まずこのデータですが、養護教諭会に紹介したいと思えます。子どもたちの予防対策については、養護教諭会の方が、日常の子どもたちをかかえておりますので、そこでどのような対策をとっていくのかということ、それを教育委員会でも拾い上げて、各校に指示して参りたいと思えます。

西村委員

今、ほんとうに詳細な分析をしていただいたのですが、継続的にどこかの部分を毎年積み上げていくことによって、その対策というのが見えてくるのではと感じたということ、それからもうひとつ、その地区ごとによって、差が生じているのはもしかして家族といった動向にも関わるものかもしれない、ということを感じました。

それともうひとつはですね。こういう状況となったとき、各校ごとの判断ですけれど、教育委員会全体として、だいたい四割くらいといったところのくらいまで拡大するよということのために予防的なために、学校ごとでもそうですけど地区ごととか、そういうことの判断をできるのではないかと、今御説明を伺いながら感じたところです。よろしく願います。

委員長

その他、御意見・御質問はございませんでしょうか。

委員長　それでは、次に移ります。

(三)　その他

委員長　その他、事務局から何かございませんでしょうか。

教育部長

さきほど、御提案申し上げまして御議決していただきました議案について、訂正がございましたらお願いいたします。議案第十一号でございます。真ん中に「就学支援室」と記載しています。正しくは「就学指導室」でございますので、ここを訂正させていただきます。

それからもうひとつ。議案第十二号でございます。議案第十二号におきまして、「外国語指導員」と説明しましたが、正しくは「外国語指導助手」でございます。これにつきましては、議案第十二号では四か所ございますので、「外国語指導助手」と訂正したいと思います。

申し訳ございません。謹んでお詫び申しあげまして、訂正させていただきます。

委員長　その他、事務局から何かございませんでしょうか。

理事

議案第十五号　青森市スポーツ推進審議会委員の任命についての説明の中で、小川公康様の役職につきまして、「青森市中学校体育連盟会長」と申し上げましたが、正しくは、議案及び配布資料に記載されており、「青森市小学校教育研究会体育部会長」でございますので、謹んでお詫びし、訂正させていただきます。

委員長　その他、事務局から何かございませんでしょうか。特になければ、次回の定例会の日程について、協議をお願いします。

総務課長

次回の定例会の開催につきましては、四月二十三日曜日、午後四時から、場所については、当教育研修センター四階第二研修室で開催したいと思います。

委員長　委員の皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議ございませんので、次回は、四月二十三日月曜日といたします。

委員長

以上を持ちまして、平成二十四年第三回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成二十四年三月二十八日開催の平成二十四年第三回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十四年四月二十四日

書記

成田美紀

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十四年五月十六日

署名委員

平井道雄

署名委員

月永良彦